

農業界における労災保険制度に係る現状

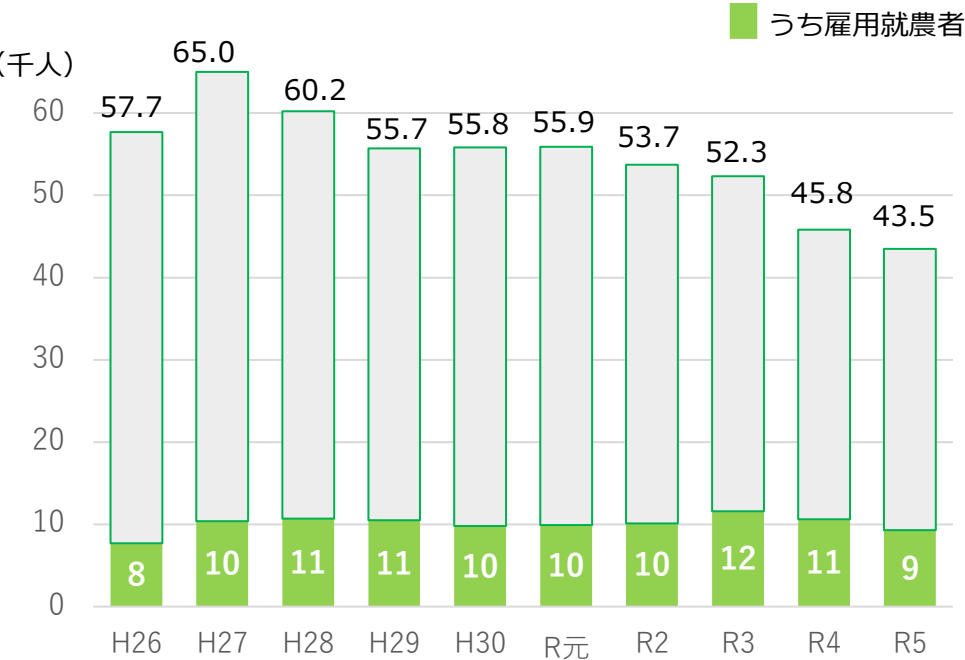
令和 7 年11月

農 林 水 産 省
経営局就農・女性課

農業の担い手、新規就農者の現状

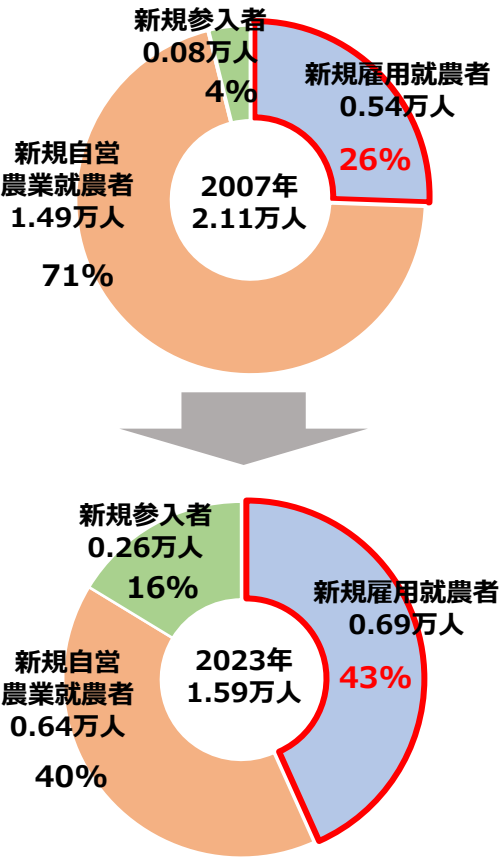
- 新規就農者のうち**雇用就農者**（農業法人等に雇われる形で就農する者）は、平成27年以降 **1万人前後とほぼ同水準で推移**。
- 雇用型経営の規模拡大等が進む中、**49歳以下の新規就農者における雇用就農者の割合は増加傾向**。

新規就農者数の推移



資料：農林水産省「新規就農者調査」
(H25、26の数値は4/1～翌年3/31まで、H27以降の数値は、2/1～翌年1/31までの1年間に新規就農した者の数)

49歳以下の新規就農者の内訳

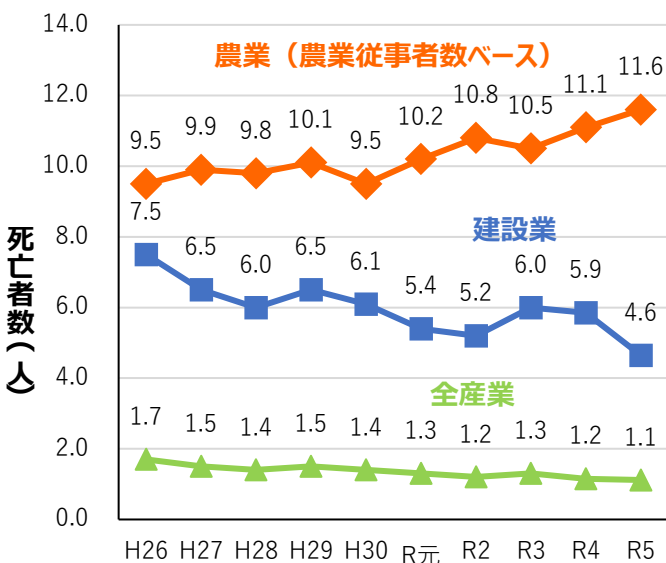


資料：農林水産省「新規就農者調査」

農業における労働災害の状況

- 農業における就業者10万人当たりの死亡事故者数は11.6人と増加傾向であり、他産業に比べて高い状態が継続。
- 死亡事故の要因は、農業機械に係る事故が約6割を占めるほか、熱中症、ほ場や高所からの転落等、多岐に渡る。
- 労働者数5人未満の小規模経営体においても、死亡事故等の労働災害が発生している状況。

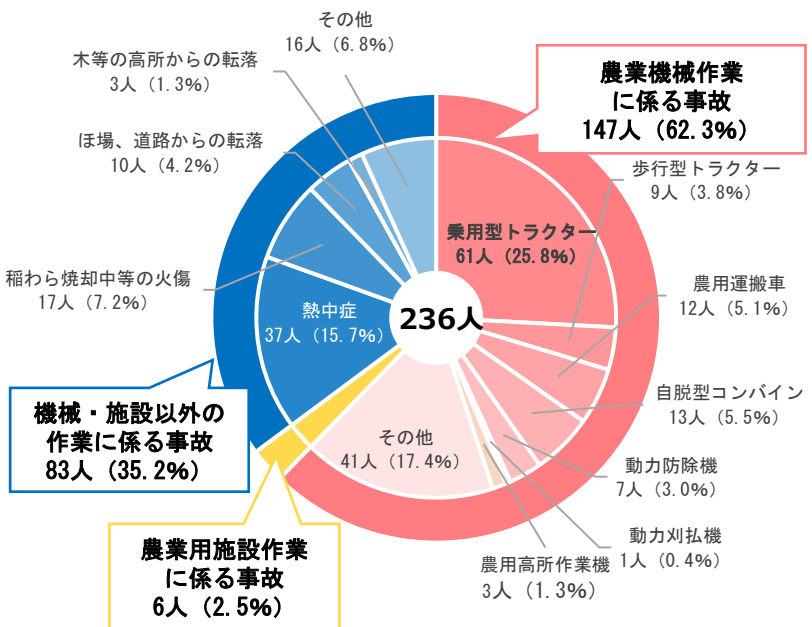
就業者10万人当たり死亡事故者数の推移



資料：死亡者数 農 業：農林水産省「農作業死亡事故調査」
他産業：厚生労働省「死亡災害報告」
就業者 農 業：農林水産省「農林業センサス」「農業構造動態調査」
他産業：総務省「労働力調査」

注：就業者10万人当たり死亡事故者数の算出において就業者として使用していた農業就業人口の調査が令和元年で終了したため、令和2年から農業従事者数を使用して算出。

要因別の死亡事故発生状況（令和5年）



農業の労働災害発生件数（令和6年）

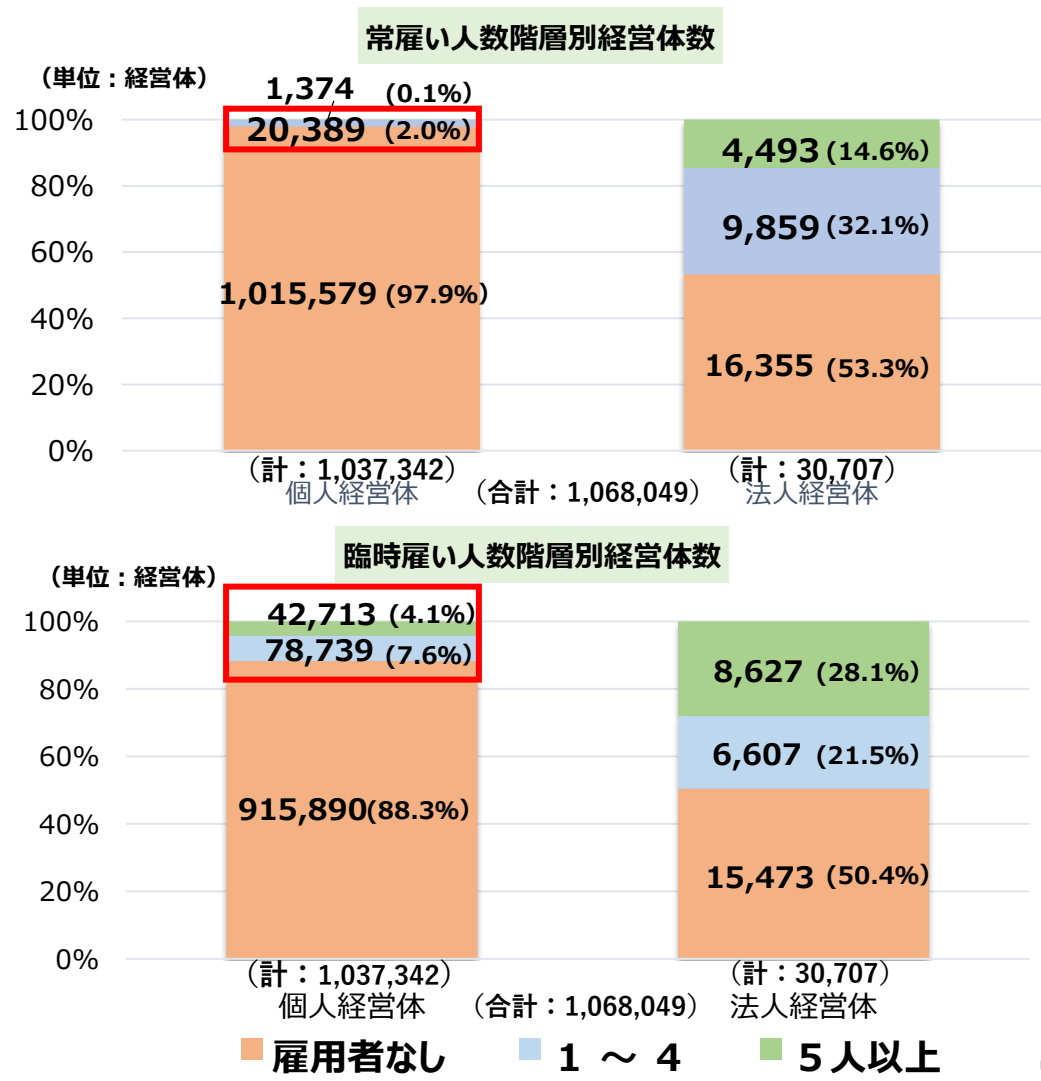
労働者 数	労災発生件数（人）			死亡及び 休業 1か月 以上の 割合
		うち 死亡 者数	うち 1か月 以上 休業	
5人 未満	576	12	353	63.4%
5人 以上	2,236	11	1,253	56.5%

資料：労働者死傷病報告を基に集計・分析。

⇒ 暫定任意適用の対象となる事業者にも、労働者に対する災害補償責任があり、経営リスクへの備えが必要。

暫定任意適用を受けている経営体（加入推進の周知対象）について

- 農林業センサスによると、常雇いが1～4人の個人経営体は最大で約2万経営体（約2%）、臨時雇いが1人以上の個人経営体は約12万経営体（約11%）。
- 令和6年6月時点で、暫定任意適用を受けながら、任意で保険に加入しているのは約2.3万経営体。



<農林業センサスにおける定義>

常雇い：
あらかじめ、年間7か月以上の契約（口頭の契約でもよい。）で、主に農業経営のために雇った人をいう。

臨時雇い：
日雇い、季節雇いなど農業経営のために一時的に雇った人のことをいう。
手間替え・ゆい（労働交換）、手伝い（金品の授受を伴わない無償の受け入れ労働）を含む。

農業の労働環境改善に向けた政策の在り方に関する検討会

- 農業法人等が、人・農地の受け皿として将来にわたって発展していくためには、他産業と遜色のない雇用環境の整備が急務。
- 食料・農業・農村基本法に「農業の雇用に資する労働環境の整備」が明記されたことを受け、「農業の労働環境改善に向けた政策の在り方に関する検討会」を設置し、労働法制の在り方も含めた政策の在り方について検討を深めているところ。

委員（令和7年11月時点）

梅本 雅（座長）	（株）ファーム・マネージメント・サポート 代表取締役 （元農研機構非常勤顧問）	鈴木 泰子	全国農業経営支援社会保険労務士ネットワーク 会長
笠木 映里	東京大学大学院法学政治学研究科 教授	中村 美紗	株式会社フルトリエ代表取締役
川口谷 仁	（公社）日本農業法人協会 副会長	前田 彩花	全国農業青年クラブ連絡協議会 会長
佐藤 陽平	（一社）全国農業会議所 経営対策部長	生部 誠治	（一社）全国農業協同組合中央会 営農・担い手支援部長

開催状況

第1回（令和6年10月）

- ・ 農業をとりまく労働環境や他産業との比較、労働関係法制の現状整理等
- ・ 被用者保険制度の見直しの方向性

第2回（令和6年11月）

- ・ 被用者保険制度の論点整理（見直しの意義、経営への影響や事務負担など）
- ・ 暫定任意適用となっている労災保険制度の現状分析等

第3回（令和7年2月）

- ・ 暫定任意適用となっている雇用保険制度の現状分析等
- ・ 農業雇用の実態に係る統計データの研究・分析（有識者ヒアリング）

第4回（令和7年3月）

- ・ 雇用環境整備に取り組む農業経営者からのヒアリング

第5回（令和7年6月）

- ・ 農業の人材確保や労働環境の整備に関する有識者からのヒアリング

第6回（令和7年8月）

- ・ 被用者保険の改正内容報告
- ・ 労災保険制度における暫定任意適用に係る課題の洗い出し

暫定任意適用事業とされている農業を強制適用とすることについて

- 多数かつ全国に広く存在すると考えられる**対象経営体**に対し、**労災保険の意義の理解、加入の要否の判断等に資するわかりやすい制度周知**を行う必要。強制適用するに当たり課題とされていた**経営体の把握等への対応**や、新たに保険に加入することとなる**経営体の事務負担の軽減**など、**厚生労働省及び農林水産省が連携して施行までに準備を進める必要**。

(参考)「農業の労働環境改善に向けた政策の在り方に関する検討会」における主な意見について

1. 暫定任意適用事業について

- ▶ **強制適用に向けた検討を進めることについて、賛成**である。
- ▶ 労働者の保護は**産業間で差があつてよいものではない**。また、保険料負担よりも、**労働災害が発生したときの経営者負担の軽減**というメリットの方が大きい。

2. 農業経営体の把握・制度周知について

- ▶ 対象となる経営体を特定して個別に周知するのではなく、**農業経営体全般に対して周知が必要**。また、農業経営体だけでなく、働く側への**アプローチ**も必要。
- ▶ **地方行政・労働基準監督署等の公共機関やJA・全国農業会議所等の農業団体**が果たす役割は非常に大きい。**厚生労働省、農林水産省とも様々な連携をして周知を図っていただきたい**。
- ▶ 強制適用になったから加入するのではなく、自身の経営を守るために加入が必要なんだという、**農業者が納得できるアプローチが必要**。そのためには**時間をかけてケア**すべき。
- ▶ 農業の特殊性として、ゆい・手間替えや家族労働力など、契約関係の無い曖昧な形で労働提供がされることがある。そこを改めて、**労働者としての性格を明確にして進めていくことが必要**。

3. 事務負担の軽減について

- ▶ 加入に対する支援があると非常に効果的。社労士との連携等による**加入手続のバックアップへの公的な支援**が必要。それによって各地域の農協や農業委員会等も動きやすくなるのではないかと。
- ▶ **労務管理ソフトやオンライン申請の活用を進める**ことによって、事務負担を減らしていく取組も有効だと思う。
- ▶ 保険料算定時の事務を簡素化するため、**賃金台帳の整備も同時に推進**する必要。